

放課後児童健全育成事業における指導員の仕事は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童で、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図ることです。

◆指導員の職務内容◆

【1】子どもの健康管理、安全確保、情緒の安定に係る活動

- ・子どもの出席、欠席状況の確認
- ・出席時の声かけ
- ・子どもの健康状態の把握
- ・子どもの情緒や気分の把握と安定への配慮
- ・子どもの安全対策、緊急時対応
- ・衛生の管理及び指導
- ・おやつの提供

【2】家庭・地域等との連携

- ・おたよりや連絡帳、保護者のお迎えの際等を活用した子どもの状況についての家庭への連絡
- ・保護者からの連絡、提出物等の確認
- ・保護者の相談への対応
- ・苦情への対応
- ・保護者会行事、活動の実施
- ・緊急時（警報等）の保護者への連絡及び指示
- ・家庭の状況の把握（家の場所、家族構成など）
- ・秘密保持
- ・地域、学校行事への参加

【3】発達段階に応じた主体的な遊びや生活の場の提供及び児童の自主性・社会性・創造性の向上を行う

（子どもの遊びの理解）

- ・自由遊び（グループ活動、スポーツ、伝承遊び、集団での遊び）
 - ・工作、制作物の作成（勤労感謝の日、クリスマス等）
 - ・読み聞かせや読書活動
 - ・季節行事（入所歓迎会、キャンプ、卒所式等）
 - ・伝統行事（お餅つきなど）
 - ・遠足等の学童保育外での活動
- ※行事によっては宿泊を伴う場合があります（行事内容は学童によって異なります）

【4】基本的な生活習慣の確立に向けた指導（子どもの生活面における対応）

- ・自己の持ち物の管理や整理整頓に関すること
- ・手洗いやうがい等身体衛生に関すること
- ・おやつ、食事のマナーに関すること
- ・宿題等、学習の習慣化に関すること
- ・当番活動等、集団での生活を維持するための協力に関すること
- ・活動内容や気候、自己の体調に合わせた服装や衣服の着脱等の身体管理に関すること

【5】事務

- ・入退所、傷害保険、事故報告作成等各種手続き
- ・おたより、プリントの作成
- ・児童在籍簿作成及び記入、保育日誌記入、個人情報の管理
- ・教材費、おやつ代、消耗品費等のお金の管理
- ・おやつ、物品購入
- ・会計報告書提出

【6】研修

- ・市主催の業務研修
- ・全国学童保育研究集会
- ・西日本指導員学校
- ・奈良県指導員学校
- ・自主研修
- ・新人研修
- ・放課後児童支援員認定資格研修
- ・人権教育講座やまびこ研修

【7】各種会議への参加

- ・保護者会（毎月1回）※各学童で異なる
- ・指導員会議……全体会（毎月1回）
- ・代表主任会議
- ・市連協議会（毎月1回第3土曜日、18時半～）
- ・行事实行委員会（随時）
- ・生駒市学童保育運営協議会（代表主任のみ）
- ・奈良県学童保育連絡協議会及び全国学童保育連絡協議会

研修・会議には業務として認められているものや、自主的に参加するものがあります。しかしどの研修も会議も生駒市のよりよい学童保育運動の為に欠かすことのできないものです。自覚と責任を持って参加してください。

【8】その他

- ・指導員間の打ち合わせ（報告、反省、当日の指導内容やスケジュールの確認、指導内容に関する検証、年間行事計画など）
- ・施設の開、施錠
- ・薬品の管理
- ・備品の管理
- ・個別の子どもや保護者に関する検討会
- ・学校、関係機関
- ・関係団体との連絡、調整、連携
- ・病気、ケガ等の対応（保護者、関係機関への連絡、病院搬送、状況説明、救急車やタクシーの手配等）
- ・防犯
- ・防災対策及び指導
- ・不審者侵入時の対応（さすまた、ネットランチャー使用、児童避難を指揮）
- ・鍵の管理
- ・防火管理→最終責任は市へ
- ・清掃、片付け、洗濯、消毒など
- ・学童における感染状況の把握→こども課、指導員会への報告

令和2年10月8日 生駒市学童保育指導員会作成

参考資料

生駒市学童保育設置・運営基準

放課後児童支援員認定資格研修テキスト（日本放課後児童指導員協会）

テキスト指導員の仕事（全国学童保育連絡協議会）

学童保育ハンドブック（全国学童保育連絡協議会）

テキスト横須賀の学童保育（横須賀市学童保育指導員会・横須賀市学童保育連絡協議会）

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

